

# 中国の預金金利自由化の展望

## 鍵を握るのはセーフティーネットの構築

アジア調査部中国室研究員

玉井芳野

03-3591-1367

yoshino.tamai@mizuho-ri.co.jp

- 2013年11月の三中全会後、預金金利自由化に向けた動きが加速している。中国で残る金利規制は預金金利の上限規制のみ。中国人民銀行の周総裁も1~2年で預金金利自由化を実現できると発言
- 預金金利自由化の意義は、非効率な資金配分の是正にある。投資主導型から消費主導型経済への転換、金融機関経営の効率化、シャドーバンキングの過度な拡大抑制、などの変化が期待できる
- ただし、自由化に先立ち、預金に代替する金融商品のいっそうの充実や、預金保険制度などのセーフティーネットの構築、金融機関の破たん処理メカニズムの整備などを図ることが求められている

### 1. はじめに

金利自由化の完了に向け、中国政府が歩を進めようとしている。2013年11月開催の第18期三中全会（正式名称は、第18期中国共産党中央委員会第3回全体会議）で発表された「改革の全面的深化に関する若干の重大問題の決定」（以下「決定」）では、「資源配分において市場に決定的な役割を与える」との方針が定められ、その一環として「金利自由化の推進を加速させる」ことが課題として掲げられた。この方針に基づき、2014年3月の第12期全国人民代表大会<sup>1</sup>第2回全体会議（以下「全人代」）で発表された「政府活動報告」で、2014年の重要任務の一つとして、「金利自由化を引き続き継続し、金融機関の金利の自主的な決定権を拡大する」ことが挙げられた。さらに、全人代期間中に開かれた金融当局の記者会見で、周小川人民銀行総裁が、個人的な見解であるとの断りを入れながらも、「預金金利の自由化は1~2年で実現できるだろう」と発言したことも国内外から注目を集めた。

中国における金利自由化に向けた動きは、1996年の銀行間コール市場金利の自由化から始まり今年で19年目になる。2013年7月には、貸出金利の下限が撤廃され、残る金利規制は預金金利の上限規制のみとなった。預金金利規制が存在することによる弊害は大きく、その撤廃が求められている一方で、残されている課題の難度も高く、実現が遅れている。足元、中国経済が減速傾向にある中で、預金金利の自由化を急げば、かえって金融市場の混乱を引き起こすのでは、と懸念する声もある。安定的な改革の推進を目指す中国指導部にとって、預金金利自由化はその手腕が試される重要な課題でもある。

本稿では、現在に至るまでの中国における金利自由化の動きを整理した上で、預金金利自由化の意義を確認し、その実現に際して今なお残されている課題を示す。

## 2. 中国における金利自由化の進展

まず、中国における金利自由化の現在の到達点をみるために、簡単にその歩みを振り返ってみたい(図表1)。

中国人民銀行は、始めに短期金融市場と債券市場の金利自由化に着手した。1996年1月に全国統一の銀行間コール市場が設立され、6月には市場参加者によって自由に決められる市場金利が誕生した。この銀行間コール市場金利を基礎として、銀行間債券レポ金利や政策金融債金利、国債金利の自由化が進んだ。

預金金利と貸出金利の自由化は1998年以降、それぞれの変動幅を徐々に拡大する形で開始された<sup>2</sup>。その際、「先に貸出金利・後に預金金利」、「先に大口・後に小口」、「先に外貨・後に人民元」、「先に農村・後に都市」、という原則に基づいて実施された<sup>3</sup>。その後、2004年10月には、貸出金利については上限、預金金利については下限についての規制が撤廃され、それぞれ下限規制と上限規制が残った<sup>4</sup>。

2008年10月に個人向け住宅ローン金利の下限規制が緩和された後、リーマン・ショックや欧州債務危機で海外経済が不安定になったことなどから、金利自由化の動きはいったん停滞した。しかし、海外経済が安定の兆しを見せ始めたことなどから、2012年6月に貸出金利の下限と預金金利の上限に対する規制が同時に緩和され、再び金利自由化の歩みが始まった。

直近1年の動きをみると、①貸出金利の下限撤廃、②プライムレートの導入、③金融機関に対する大口の譲渡性預金(CD)の発行開始、④上海自由貿易試験区における外貨預金金利の上限撤廃、など金利自由化の動きが以前より加速している。以下、それぞれについてみてみよう。

まず、貸出金利については、2013年7月20日、下限に対する規制が撤廃された。下限規制撤廃により、各金融機関は融資先との協議に基づいて貸出金利を自由に設定できることとなった。

図表1 金利自由化の歩み

|            |   |
|------------|---|
| 1993年12月   | 第14期三中全会後、国务院が「金融体制改革に関する決定」を発表。中国人民銀行は、中国の金利改革の長期的な目標は、市場の資金需給が様々な金利水準を決定するような市場金利システムを形成することにある、と解説 |
| 1996年6月    | 銀行間コール金利自由化   |
| 1997年6月    | 銀行間レポ金利自由化  |
| 1998年3月    | 手形割引金利の形成メカニズム改革。再割引金利に基づいて商業銀行が自主的に決定  |
| 1998年8月    | 国家開発銀行が銀行間債券市場で初めて債券を発行   |
| 1998～1999年 | 金融機関の貸出金利変動幅を3回にわけて拡大   |
| 1999年10月   | 国内資本の商業銀行と国内資本の保険会社との協議による、大口預金(3,000万元以上・満期5年超)の預金金利の決定が可能に  |
| 1999年10月   | 入札方式による国債発行開始   |
| 2000年9月    | 外貨建て貸出金利自由化、300万米ドル以上の大口外貨預金金利自由化   |
| 2003年7月    | 英ポンド、スイスフラン、カナダドルの小口外貨預金金利を商業銀行が自主的に決定。米ドル、日本円、香港ドル、ユーロの小口外貨預金金利については、引き続き人民銀行が設定する基準金利を上限とする         |
| 2003年11月   | 小口外貨預金金利の下限規制撤廃   |
| 2004年1月    | 商業銀行・都市信用社の貸出金利の上限を基準金利の1.7倍に拡大、農村信用社の貸出金利の上限を2倍に拡大   |
| 2004年10月   | 貸出金利の上限規制撤廃。下限は基準金利の0.9倍のまま。預金金利の下限規制撤廃   |
| 2004年11月   | 満期1年以上の小口外貨預金の金利上限規制を撤廃   |
| 2006年8月    | 個人住宅ローンの金利の下限を基準金利の0.85倍に拡大   |
| 2008年10月   | 個人住宅ローンの金利の下限を基準金利の0.7倍に拡大  |
| 2012年6月    | 貸出金利の下限を0.8倍に拡大、預金金利の上限を基準金利の1.1倍に拡大  |
| 2012年7月    | 貸出金利の下限を0.7倍に拡大   |
| 2013年7月    | 貸出金利の下限規制を撤廃。手形割引金利についても、再割引金利にプレミアムを加える形で決定するという方式を撤廃し、完全に金融機関が自主的に決定できるよう変更                         |
| 2013年10月   | 人民銀行によるプライムレート公表開始  |
| 2013年12月   | 金融機関に対する大口の譲渡性預金(CD)解禁  |
| 2014年3月    | 上海自由貿易試験区内の外貨預金に対する預金金利の上限規制を撤廃   |

(資料) 中国人民銀行ホームページ「利率市场化介绍」2005年1月3日、  
中国人民銀行ホームページ「我国利率体系的市场化进程四：存，贷款利率市场化」2013年4月21日、  
「我国利率市场化的历史现状与政策思考」(『新浪网』2011年8月4日)など

それを受けて、貸出金利を設定する上で参考となるプライムレートが2013年10月25日から公表されはじめた。プライムレートとは、大手銀行9行が提示する最優良顧客向け貸出金利（1年）をベースとして毎日公表される金利だ<sup>5</sup>。

2013年12月9日には、金融機関に対する大口の譲渡性預金（CD）が解禁された。これにより、金融機関は上海銀行間取引金利（SHIBOR）を参考に相対で自由に金利を決定し、譲渡性預金発行による資金調達ができるようになった。預金金利の自由化に向けて一步前進したといえよう。

2014年2月26日には、上海自由貿易試験区における金融改革についての細則が人民銀行上海総部から発表され、区内の外貨預金に対する預金金利の上限が3月1日から撤廃されることが決定した。

### 3. 預金金利自由化の意義

中国人民銀行の周小川総裁は、金利自由化のメリットは「資金配分の最適化」であると明言している<sup>6</sup>。また、呉敬璉（2007）によると、中国の金融システムは、人為的に規定された低金利とそれを背景とする貸付に対する過度の需要、金融当局等による貸付の割当、などにより、資金を効率的に配分する機能を果たすことができない状態、いわゆる「金融抑圧」の状態に長らく置かれてきたとされる<sup>7</sup>。預金金利自由化の意義は、こうした非効率な資金配分を是正することにあると考えられる。より具体的には、以下3つの変化がもたらされるだろう。

#### （1）投資主導型経済から消費主導型経済への転換

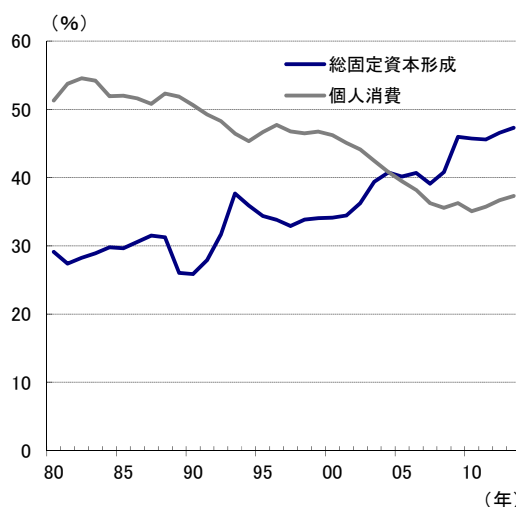
もともと中国で人為的低金利政策が採られたのは、政府が重要とする産業・分野に低利の資金を割り当て、それらの発展を促そうとしたためである。しかし同時に、国有大企業への融資集中や過剰投資といった問題が深刻化した。また、実質金利が低水準に抑えられるなか、低コストでの資金調達が可能となったことで、質の悪い投資プロジェクトが量産されるという弊害も生まれた。

一方、預金者にとって、預金金利の人為的抑制は、本来得られたはずの金利収入の目減りを意味する。つまり、預金者から金融機関への所得移転が起こったのである。それが個人消費の拡大を阻害するとともに、家計を少しでも有利な資産運用に駆り立ててきた。その対象となったのが、預金の代替となる銀行理財商品などの高利回りの金融商品や不動産などであり、そうした資産への投資の過熱がしばしば問題視されてきた。

結果として、GDPに占める投資（総固定資本形成）の割合が高まる一方、個人消費の割合は低下した（図表2）。

預金金利の自由化は、こうした投資依存型経済を消費主導型経済に転換させるきっかけとなりうる。他の条件を一定とすれば、金利自由化により預金金利は上昇する可能性が高く、貸出金利にも上昇圧力がかかりやすくな

図表2 GDPに占める投資・消費の割合



(注) 直近は2013年。  
(資料) 中国国家統計局

る。そうすると、資金調達コストが高くなり、過剰投資が抑制される。一方で、預金金利上昇は家計の金利収入を押し上げ、消費拡大を促すだろう。陳ほか（2014）は、金利自由化により、GDP に占める個人消費の割合は 4.7%Pt 押し上げられる一方、投資の割合は 1.6%Pt 押し下げられるとの推計を公表している<sup>8</sup>。

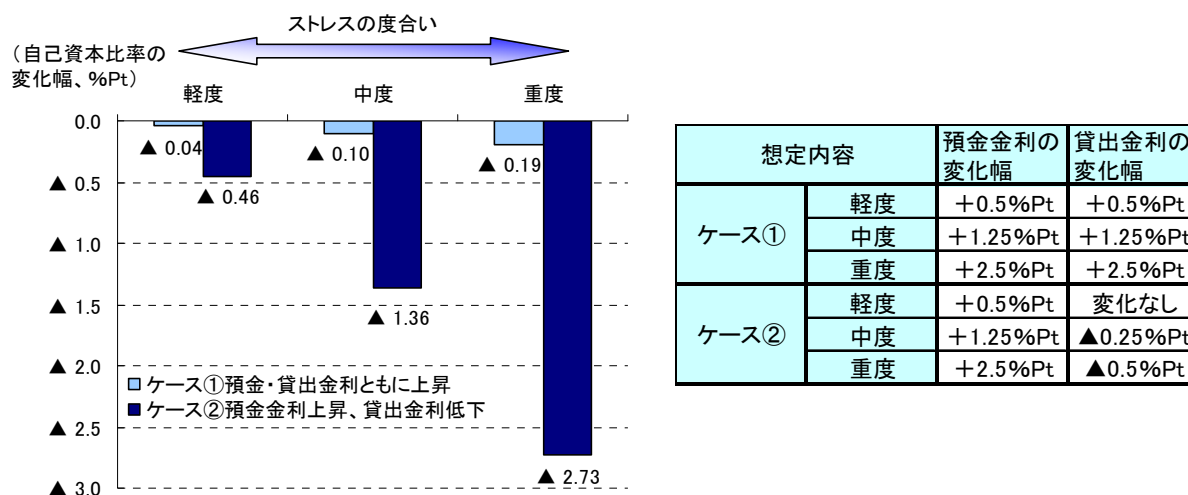
## （2）金融機関経営の効率化

これまで預金金利の上限が設定されてきたため、中国の金融機関間における預金獲得競争は抑えられてきた。そうした環境の下、金融機関には一定程度の利鞘が保障されてきた。それゆえ、よりよいサービスを提供するようなインセンティブが金融機関に働きにくく、効率の悪い金融機関も存続することとなった。

ところが、2013 年 7 月の貸出金利の下限撤廃を契機に、優良企業に対してはより低い金利を提示しようとして、貸出条件をめぐる銀行間の競争は以前より激しくなったとみられる。さらに、預金金利の自由化が進展すれば、金融機関は多くの預金を獲得するために、他行よりも高い金利を提示しようとし、金融機関間の競争が激しさを増すことになる。その結果、一部の金融機関については、預金金利の上昇分を貸出金利に転嫁できず、利鞘が縮小する可能性が高い。実際に、盛・潘（2013）によると、他国の預金金利自由化の経験を参照しても、米国、英国、日本といった先進国だけでなく、ブラジル、マレーシア、インドネシアといった新興国でも、金利自由化後に利鞘の縮小がみられた<sup>9</sup>。

中国人民銀行が実施したストレステストによると、預金金利上昇と貸出金利低下が同時に起こり、利鞘が縮小する場合には、銀行の自己資本比率に一定の下押し圧力がかかる（図表 3）。重度ストレスの場合（ケース②、預金金利の上昇幅を 2.5%Pt、貸出金利の低下幅を 0.5%Pt と想定）では、自己資本比率は 2.73%Pt も低下する。

図表 3 中国人民銀行によるストレステスト結果



(注) 調査対象となった銀行は、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行、招商銀行、上海浦東発展銀行、中信銀行、興業銀行、中国民生銀行、中国光大銀行、華夏銀行、広発銀行、平安銀行、恒豊銀行、浙商銀行、渤海銀行の 17 行（なお 2013 年末の銀行の資産総額に占めるこれら 17 行のシェアは 61%）。2013 年末の財務諸表に基づくストレステスト。

(資料) 中国人民銀行金融稳定小组『中国金融稳定报告 2014』中国金融出版社、2014 年

利鞘縮小に伴う財務状況の悪化に対応するため、金融機関は旧来の経営パターンから脱するべく、以下2つの方法を採用と考えられる。一つ目の方法は、貸出構造の調整だ。これまでは大企業や国有企業に向けていた貸出を、より高めの貸出金利を提示できる中小企業などへの貸出に振り向けることで、銀行の財務状況を改善することができる。これまで、業績が比較的よい中小企業でもあっても取引実績がない企業への貸出は敬遠される傾向にあったが、今後は中小企業貸出をより増やそうとするインセンティブが金融機関に働く可能性が高い。二つ目の方法は、経営の多角化だ。資産運用業務や投資銀行業務など手数料業務の質・量を高め、預金・貸出業務に強く依存しない経営体制をつくることで、利鞘の縮小分を手数料業務収入で補える。

### (3) シャドーバンキングの過度な拡大の抑制

実質金利がマイナスまたは低水準に抑えられるなか、預金者は上述の通り、預金金利よりも利回りの高い銀行理財商品などの金融商品への投資を拡大させた(図表4)。その結果、規制金利しか支払えない銀行から預金が流出し、金利規制外の金融商品に資金が流入するようになった。この現象は、銀行の金融仲介機能の低下を意味する「ディスインターミディエーション(Disintermediation)」とも呼ばれる。現在、中国の商業銀行は、貸出残高を預金残高の75%未満に抑えるという預貸率規制のもとに置かれており、預金の減少は貸出の減少にもつながってしまう。つまり、預金金利規制や預貸率規制が残る中での部分的な金利自由化の進行が、いわゆる「シャドーバンキング」(伝統的な銀行体系以外の信用仲介機関)を拡大させ、銀行の流動性を低下させている。

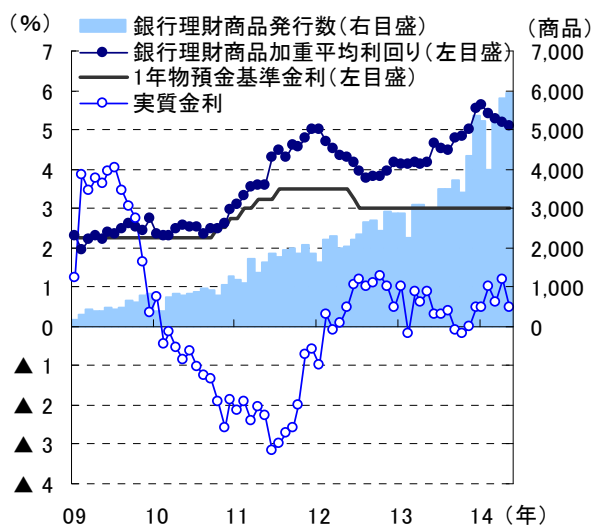
しかも、預金流れ込んでいく先の新たな金融商品には、金融当局の監督管理が十分には行き届いていないという問題もあり、金融リスクの増大が懸念されている<sup>10</sup>。こうしたことから、預金金利の自由化によって、過度なシャドーバンキングの拡大に歯止めをかけることが求められている。

以上、預金金利自由化の意義をみてきたが、裏返しで言えば、預金金利の上限が維持されていることで、過剰投資、金融機関間の競争停滞、シャドーバンキングの過度な拡大、といった弊害が生まれ、資金配分にゆがみが生じている。こうしたことから、預金金利自由化の必要性が以前に増して強く意識されるようになっているのである。

## 4. 預金金利規制撤廃に向けた課題

ただし、預金金利自由化のために克服すべき課題も多い。中国人民銀行も、貸出金利の下限撤廃を発表した際、同時に預金金利の上限拡大に踏み込まなかった理由として、「預金金利の自由化に求められる条件が相対的に高く、国際的にみても、預金金利の自由化は金利自由化の中で最も鍵となり最もリスクが高

図表4 銀行理財商品発行数と同利回り



(注) 実質金利=1年物預金基準金利-消費者物価指数上昇率。

(資料) 中国社会科学院金融研究所金融产品中心、中国人民銀行

い段階」であるためと述べている<sup>11</sup>。以下、預金金利の規制撤廃に向けた課題をみてみよう。

### **(1) 預金を代替する金融商品の整備**

現在、金利規制撤廃後の預金金利の水準を決定する際に参考となる金利体系が完備されていないことが問題となっている。譲渡性預金や理財商品など、預金を代替する金融商品を充実させ、それらの商品の金利を参考に預金金利を設定できるようにすることが求められる。前述のとおり、現在、譲渡性預金は金融機関向けの大口のもののみ解禁されているが、これから徐々に小口や企業向け等へと対象を拡大し、発行規模や種類を増やしていく必要があるだろう。

理財商品については、リスクの高低も投資対象も様々な商品が存在するが、その中でも①債券など公開市場で取引される比較的安全性が高い資産の裏付けを持ち、流動性が高い、②商品の投資対象やリスクについての情報開示が十分で透明性が高い、③運用期間が短期である、といった条件を満たした商品の利回りが、預金金利の参考指標となろう。当局も、理財商品の金融商品としての透明性を高めるべく、監督管理を強化する方向性にある。たとえば、2013年3月に銀行業監督管理委員会が発表した「商業銀行理財業務の投資運用に関する問題の通知」では、投資家への情報開示の強化や、「非標準化債権資産」（銀行間市場や証券取引所で取引されていない、流動性に乏しい債権型の資産。貸付資産、信託貸付など）を対象とした理財商品の抑制など、踏み込んだ措置もとられるようになっていく<sup>12</sup>。こうした改革の結果、理財商品の利回りが預金金利の参考指標となりうる条件が整備されることが期待される。盛・潘（2013）も、金利自由化後の預金金利は理財商品の収益率に近づくと述べている<sup>13</sup>。

### **(2) 金融のセーフティーネット・破たん処理メカニズムの整備**

預金金利の上限撤廃による競争激化の影響を大きく受けるのは、財務基盤の弱い中堅・中小金融機関（都市商業銀行や農村商業銀行、農村信用社など）だ。たとえば、預金金利自由化に伴う利鞘の縮小を、高リスク・高リターンへの投融資で補おうとした結果、損失発生や倒産に至るリスクがある。実際に、1980年代の日本において、預金金利自由化が推進されていた局面で、銀行が不動産担保の中小企業向け貸出や不動産関連貸出を積極的に行い、結果として不良債権の増加や破たんをもたらしたという経験がある<sup>14</sup>。

こうしたリスクに対応するためにも、預金保険制度や破たん処理メカニズムなど、金融のセーフティーネットや退出メカニズムの整備が必要だ。第18期三中全会で採択された「決定」にも、預金保険制度の設立が目標として掲げられている。

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、金融機関が破たんした場合に、預金保険機構から預金者に一定額の保険金を支払うことで、預金者を保護するという制度だ<sup>15</sup>。中国では、1997年に中国人民銀行内に預金保険制度の研究チームが発足し、2007年の第3回全国金融工作会议において制度の設立が決定されたものの、導入間際になって世界金融危機が発生したため、その対応に追われ、導入の時期を逃してしまったという経緯がある。2012年3月時点で、周小川人民銀行総裁が「預金保険制度設立の条件はすでに整っている」と発言していることから、基本的な制度設計は完成しているものと思われる。

ただし、中国国内の報道から推察するに、預金保険料率や、預金保護の対象となる金額など、細かいレベルでの制度設計の調整に時間がかかっている可能性がある。預金保険料率の設定については、すべての金融機関に一律の預金保険料率を課すべきか、または高リスクを抱える金融機関は預金保険料率も高くする、というようにリスクの度合いに応じた差別的な設定を行うべきか、意見の対立があるようだ<sup>16</sup>。

預金保護の対象となる金額の設定に関しては、「50 万元（約 800 万円）以下の預金」に設定されるのでは、という観測報道もある<sup>17</sup>。一方、宗・王（2014）は、預金保険制度の保護対象となるのは、一人当たり GDP の 3~5 倍に当たる預金額が一般的だとしており<sup>18</sup>、仮に中国で保護される預金額の上限が 50 万元に設定されれば、それは 2013 年の一人当たり GDP の 11 倍に相当することとなる。これは預金者に厚い保護を与えることができる水準ではあるが、それに見合った保険料の負担が必要になるうえ、かえって預金者のリスクに対する感度を低下させ、経営が不健全な金融機関に預金が集中してしまう可能性もあることには注意が必要だ。

さらに、セーフティーネットだけではなく、金融機関の破たん処理メカニズムを定めた法令の整備も必要だ。すでに 2006 年 8 月に「中華人民共和国企業破産法」が公布されているが（2007 年 6 月施行）、金融機関の破産は一般企業よりも債権者が多い上に債権債務関係が複雑で、一国の経済・金融システムに多大な影響を与えうるという特殊性を有することに鑑み、上記破産法では「金融機関が破産を実施する場合、国務院は新破産法およびその他の関連する法規の規定に従い実施細則を制定することができる」（第 134 条第 2 項）ものとされている<sup>19</sup>。現時点では、預金保険制度の導入の遅れもあり、金融機関を対象とした破産法はまだ公布されていないが、その整備は預金金利自由化がもたらす金融機関の破たんリスクの広がりを抑える上で必要性が高い<sup>20</sup>。

## 5. おわりに

以上みてきたように、預金金利の自由化は、これまで非効率だった資金配分を最適化し、投資主導型から消費主導型経済への転換、金融機関経営の効率化、シャドーバンキングの過度な拡大の抑制、といった構造変化をもたらすだろう。それは、中国経済が持続的に成長する上で欠かせない変化であり、中国政府・金融当局も預金金利の自由化の重要性を度々強調している。ただし、預金金利自由化による競争激化に伴って金融機関の経営悪化などのリスクも高まるため、金利規制を撤廃する前に、金融のセーフティーネットや破たん処理メカニズムを整備することが求められている。また、金利規制撤廃後の預金金利を決定する際の参考となる金利体系を完備すべく、譲渡性預金や理財商品など、預金を代替する金融商品を充実させることも必要だ。

中国政府はこれらの課題を十分に認識しているとみられるが、問題はどのようなタイミングで預金金利自由化への一歩を進めるかであろう。まずは預金保険制度などのセーフティーネットの整備から着手するとみられるが、金融市場が混乱している際に預金保険制度の導入を発表した場合、「破たん処理の開始では」と市場に受け止められ、不安が拡大する可能性がある。また、預金保険制度の導入によって、これまで暗黙のうちに全額保障されていた預金の一部しか保障されなくなるのでは、と考

える預金者が増えると、中小銀行を中心に預金の取り付け騒ぎが発生する恐れもある。したがって、預金保険制度のスムーズな導入のためには、国内外の景気が安定している適切な時期を見計らい、保障される預金額についても正確な情報を預金者に伝え、不安の拡大を防ぐことが求められる。

今後中国経済は、年後半にかけて、景気支援策の効果や先進国向け輸出の回復によって、安定化するとみられ、その時が預金金利自由化に向けた動きを進める好機となりうる。景気が安定するなかにあっても預金保険制度の導入などが遅れるようであれば、中国政府が景気や金融の安定性について慎重さを崩していないか、意見対立の調整に手間取っているとみてよいだろう。預金金利自由化の今後の進捗は、中国政府の経済についての見方や調整能力の巧拙を推し量るバロメーターになりそうだ。

<sup>1</sup> 全国人民代表大会は、国会に相当。

<sup>2</sup> 中国人民銀行が定める貸出基準金利および預金基準金利からの一定幅の変動のみ認めるという規制が課せられてきた。

<sup>3</sup> 黄金老「利率市场化与商业银行风险控制」(『经济研究』2001年第1期)。

<sup>4</sup> 具体的には、貸出金利の基準金利からの変動上限に対する規制、預金金利の基準金利からの変動下限に対する規制が撤廃された。

<sup>5</sup> 全国上海銀行間同業拆借中心が、各行の提示した貸出金利から最高・最低を除いた残りの貸出金利を加重平均して算出する。

<sup>6</sup> 「金改市场化攻坚——专访中国人民银行行长周小川」(『财经』2013年12月16日)。

<sup>7</sup> 呉敬璉著、青木正彦監訳、日野正子訳『現代中国の経済改革』NTT出版、2007年。「金融抑圧」の理論は、Edward S. Shaw と Ronald McKinnon が1973年に提起したもの。

<sup>8</sup> 陈彦斌、陈小亮、陈伟泽「利率管制与总需求结构失衡」(『经济研究』2014年第2期)。

<sup>9</sup> 盛松成、潘曾云「为什么存款利率上限放宽会使贷款利率上升」(『中国金融』2013年第24期)。

<sup>10</sup> 特に最近急拡大している「余额宝」などのインターネット金融商品に対しては、規模の大きさにもかかわらず監督管理体制の整備が十分には進んでおらず、そのあり方が議論されている段階である。「余额宝」とは、中国eコマース最大手のアリババが導入した資金運用サービス。アリババのオンライン決済サービス「支付宝」に口座を持つ顧客が、口座上の遊休資金を「余额宝」口座に入金すれば、自動的にマネーマーケットファンドを購入することになり、運用収益が得られる仕組み。中国のインターネット金融の詳細については、神宮健「急速に伸びる中国のインターネット金融」(野村総合研究所『金融ITフォーカス』2014年3月号)参照。

<sup>11</sup> 中国人民银行「人民银行有关负责人就进一步推进利率市场化改革答记者问」2013年7月19日。

<sup>12</sup> 銀行理財商品に対する規制の詳細については、関根栄一「中国の銀行理財商品に対する規制強化・改革の動き」(野村資本市場研究所『季刊中国資本市場研究』2013年夏号)参照。

<sup>13</sup> 脚注9参照。

<sup>14</sup> 翁邦雄、白川方明、白塚重典「資産価格バブルと金融政策：1980年代の日本の経験とその教訓」(『金融研究』第19巻第4号、2000年12月)。

<sup>15</sup> 預金保険機構ホームページ「預金保険制度の仕組み」(<http://www.dic.go.jp/shikumi/kaisetsu/kaisetsu1-1.html>、2014年6月20日アクセス)。

<sup>16</sup> 預金保険制度の制度設計をめぐる対立については、「存款保险制度推出遇阻」(『财经』2014年5月27日)、「存款保险制度争议背后」(『凤凰周刊』2014年3月12日)など参照。

<sup>17</sup> 「存款保险成型」(『财新』2013年12月9日)。

<sup>18</sup> 宗良、王志峰「存款保险的制度选择」(『财经』2014年3月3日)。

<sup>19</sup> 萱野純子、藤田大樹「中国ビジネス・ローの最新実務Q&A 第98回 中国の倒産法(12)」([http://www.kuroda-law.gr.jp/pdf/china/ils\\_098.pdf](http://www.kuroda-law.gr.jp/pdf/china/ils_098.pdf)、2014年6月23日アクセス)。

<sup>20</sup> なお、報道によると、銀行業監督管理委員会が、一部の大手銀行に対して「再生破たん処理計画」の提出を求めているようだ(「中国版銀行生前遺囑」『财经』2014年1月13日)。これは、銀行の「遺言状」とも呼ばれるもので、破産リスクが顕現した場合の緊急対応策や預金保護、資産再編の方法について定めることが求められている。預金保険制度や金融機関の破産法など全国統一のメカニズムを補完するものとして、個別の銀行への対応を求めているものと考えられる。すでに、中国銀行と招商銀行は、「再生破たん処理計画」を制定したとのプレスリリースを2013年末に発表している。